

犬上少年センター指導員採用試験公告

犬上少年センター指導員採用試験を次のとおり行います。

令和7年1月30日

犬上少年センター運営協議会
会長 寺本 純二

1 区分および採用予定人員

嘱託指導員 1名

2 受験資格

- (1) 学 歴 学歴は問いません。
- (2) 年 齢 年齢は問いません。
- (3) 資 格 普通自動車運転免許を有する者または令和7年3月31日までに取得見込みの者。
パソコン操作ができること。

※次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 甲良・多賀・豊郷町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 任用期間

令和7年4月1日から令和8年3月30日まで（年次更新あり）

4 勤務条件および給料

(1) 勤務条件

- ア 勤務場所 犬上少年センター（犬上郡甲良町大字横関 927 番地）
- イ 勤務時間 8時30分～17時15分（休憩時間：45分）
- ウ 勤務日数 月曜日～金曜日の間で2日程度
- エ 仕事の内容 青少年の指導、相談及び啓発に関すること
街頭指導及び有害環境の浄化に関すること
青少年非行防止に関すること
その他センターに関する業務全般

(2) 給料 時給 1,017 円

(3) 社会保険等 労災保険のみ加入

5 試験

試験日時	令和7年2月20日（木） 15時00分～
場 所	甲良町公民館（犬上郡甲良町大字在士 350 番地）
試験方法	面接試験（人物についての面接による試験をおこないます）
持 ち 物	履歴書（写真貼付）、運転免許証の写し、筆記用具 ※ハローワークを通じて応募された方は、ハローワークの紹介状

6 結果発表

試験の結果に基づいて合否を決定のうえ、速やかに、受験者に通知をします。

7 受験手続きおよび受付期間

（1）申込用紙の請求

申込用紙は、甲良町教育委員会 社会教育課（〒522-0244 犬上郡甲良町大字在士 350 番地）に請求して下さい。郵便で請求する場合は、封筒の表に「犬上少年センター指導員採用試験申込書請求」と朱書きし、返信用封筒（長形3号封筒＝12×23.5cm に、110 円切手を貼り、宛先を明記したもの）を同封して甲良町教育委員会 社会教育課まで送付して下さい。甲良町ホームページからもダウンロードできます。

ハローワークを通じて応募される場合は、申込み用紙は不要です。

（2）受験の申込

ア 申込用紙に必要事項を記入し、甲良町教育委員会 社会教育課に提出して下さい。

イ 申込書を郵送する場合は、封筒の表に「犬上少年センター指導員採用試験申込」と朱書きし必ず簡易書留または特定記録郵便等により送付して下さい。

（3）受付期間

令和7年1月30日（木）～ 2月13日（木）までの執務時間中（月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで）に受け付けます。

郵送の場合は、締切日（令和7年2月13日）必着とします。